平成２２年（フ）第３８３号
大阪府羽曳野市野々上５丁目12番１―110号
債務者　上垣　福子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
堺市南区槇塚台１丁10番29―305号
債務者　橋本　吉広
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
堺市南区晴美台４丁１番７―703号
債務者　高平こと　油崎　里代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
堺市中区深井沢町3410　シンセリティ堺203号室、住民票上の住所堺市中区深井北町781番地１　１号
債務者　トータルインテリアエグチこと　江口　修也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
大阪府河内長野市喜多町90番地の11
債務者　ＳＳエンジニアこと　藤田　英明
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
堺市中区深井東町2778番地
債務者　中井　利春
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
大阪府富田林市錦織南２丁目10番１―307号
債務者　石垣　　守
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
大阪府富田林市錦織南２丁目10番１―307号
債務者　石垣　敦代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
堺市堺区中安井町２丁３番２号
債務者　田中　義浩
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
大阪府柏原市平野２丁目18番11号
債務者　中村　秀明
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
堺市東区日置荘西町２丁５番13―401号
債務者　大野　悦生
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目898番地の７203号
債務者　吉沢　廣治
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
堺市南区高倉台１丁３番５―1004号
債務者　森前　　保
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１０号
堺市西区神野町１丁11番20号、前住所堺市西区下田町７番22号
債務者　三浦　　衛
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
香川県高松市春日町1473番地１
債務者　八木　仁巳
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８２号
岩手県奥州市水沢区羽田字籠159番地11
債務者　柏木　　丈
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９３号
盛岡市東新庄１丁目６番10号　佐々木アパート２号
債務者　小野寺盛幸
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８４号
福島県会津若松市日新町３番25―107号　サンシティ会津日新町、前住所福島県会津若松市材木町２丁目７番15号　市営住宅Ｅ棟２階１号
債務者　渡辺　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係